附則第五条の見出し中「国際協力課」を「国際地域課」に改め、同条中「国際協力課は、第二十七条各号」を「国際地域課は、第二十三条各号」に改める。

附則第六条の見出し中「検査部調整課」を「検査・監察部調整・監察課」に改め、同条中「第三十二条第一号」を「第二十八条第一号」に、「第三十三条」を「第二十九条」に改める。

附則第七条中「第六十八条各号」を「第六十六条各号」に改める。

附則第八条中「第七十条各号」を「第六十八条各号」に改める。

附則第九条中「第七十一条各号」を「第六十九条各号」に改める。

附則第十条の見出し中「中山間地域振興課」を「地域振興課」に改め、同条中「中山間地域振興課は、第七十七条各号」を「地域振興課は、第七十五条各号」に改める。

（農林水産技術会議令の一部改正）

第二条　農林水産技術会議令（昭和三十一年政令第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（事務局長等）」に改め、同条中「事務局に置かれる」を「前項に定めるもののほか、事務局に置かれる」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（商品先物取引法施行令の一部改正）

第三条　商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「第二百十四条の三第三項」を「第二百十四条の三第三項ただし書」に改め、「主務大臣の権限」の下に「（法第百五十七条第一項及び第二項、第二百三十一条第一項及び第三項、第二百四十条の二十二第一項並びに第三百四十九条第五項の規定による農林水産大臣の立入検査の権限を除く。）」を加え、同条第二項中「権限」の下に「（同条第一項及び第三項の規定による農林水産大臣の立入検査の権限を除く。）」を加え、同条第三項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は立入検査」を削り、「検査等」を「命令」に改め、同条第十一項中「による検査等」を「による報告又は資料の提出の命令（以下この項において「命令」という。）」に、「検査等の」を「命令の」に、「、検査等」を「、命令」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「権限」の下に「（同項の規定による農林水産大臣の立入検査の権限を除く。）」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「による検査等」を「による報告若しくは資料の提出の命令又は立入検査（以下この項において「検査等」という。）」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「法第三百四十九条第五項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は立入検査（以下この項、第九項及び第十一項において「」を削り、「検査等」を「命令」に改め、「」という。）」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項中「による」の下に「報告又は資料の提出の命令（次項において「命令」という。）の」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は立入検査」を削り、「検査等」を「命令」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第五項の規定により商品先物取引仲介業者の支店等に対して法第二百四十条の二十二第一項の規定による立入検査（以下この項において「立入検査」という。）を行った経済産業局長は、当該商品先物取引仲介業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して立入検査の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、立入検査を行うことができる。

第五十七条第四項中「権限」の下に「（同条第一項の規定による農林水産大臣の立入検査の権限を除く。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項の規定により商品先物取引業者の支店等に対して法第二百三十一条第一項の規定による立入検査（以下この項において「立入検査」という。）を行った経済産業局長は、当該商品先物取引業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、立入検査の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対して立入検査を行うことができる。

第五十七条に次の一項を加える。

14　第十二項の規定により第一項第八号に規定する特定店頭商品デリバティブ取引業者の支店等に対して法第三百四十九条第五項の規定による立入検査（以下この項において「立入検査」という。）を行った経済産業局長は、当該特定店頭商品デリバティブ取引業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して立入検査の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、立入検査を行うことができる。

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第四条　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「次に掲げるもの」を「法第九十三条第一項又は第二項の規定による報告の徴収又は資料の提出の命令」に改め、同項各号を削る。

第十一条第一項中「都道府県中央会等に」を「都道府県農業協同組合中央会又は都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会（以下この条において「都道府県中央会等」という。）に」に改める。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項の表農林水産大臣の権限の項中「地方農政局長」の下に「若しくは北海道農政事務所長」を加える。

（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令等の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「地方農政局長」の下に「又は北海道農政事務所長」を加える。

一　資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）第三十二条第四項

二　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）第十二条第三項

三　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第百七十六号）第七条第一項

（商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令の一部改正）

第七条　商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第五項から第七項まで」を「第七項から第九項まで」に改める。

第十四条第一項中「含む」の下に「。以下この項から第三項まで及び第五項において同じ」を、「農林水産大臣の権限」の下に「（法第三十条第一項の規定による立入検査の権限を除く。）」を加え、「以下この条」を「次項から第六項まで」に改め、同条第二項中「（法第三十七条において準用する場合を含む。）」を削り、同条第三項中「（法第三十七条において準用する場合を含む。）」を削り、「又は立入検査（以下この条において「報告徴収等」という。）」を「（次項において「報告徴収」に、「営業所（以下この条」を「営業所（以下この項から第六項まで、第八項及び第九項」に改め、同条第四項中「報告徴収等」を「報告徴収」に改め、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「報告徴収等」を「報告の徴収又は立入検査（次項において「報告徴収等」という。）」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5　法第三十条第一項の規定による立入検査（次項において「立入検査」という。）で商品投資顧問業者等の従たる営業所に関するものについては、第二項に規定する経済産業局長のほか、当該従たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長も行うことができる。

6　前項の規定により、商品投資顧問業者等の従たる営業所に対して立入検査を行った経済産業局長は、当該商品投資顧問業者等の当該従たる営業所以外の営業所に対して立入検査の必要を認めたときは、当該営業所に対し、立入検査を行うことができる。